

経済情報

消費税率引き上げにあわせた「経済政策パッケージ」の概要と影響について

【要旨】

- ◇ 10 月 1 日、政府は 2014 年 4 月からの消費税率引き上げを決定し、それにあわせて実施する「経済政策パッケージ」を公表した。景気の腰折れを回避すると同時に、成長戦略を推進すること等も目的としており、5 兆円規模の歳出を裏付ける補正予算の編成と、1 兆円規模の減税措置を担保する税制改正を一体的に進めていくことが盛り込まれた。
- ◇ 「経済政策パッケージ」の実質 GDP 押し上げ効果は 1.0%程度と試算され、2014 年度以降、3 年程度にわたって発現すると想定される。その場合には、2014 年度が+0.5%（実質 GDP 成長率に対しては前年度比+0.5%ポイント）、2015 年度が+0.3%（同▲0.2%ポイント）、2016 年度が+0.1%（同▲0.2%ポイント）となる。
- ◇ 「経済政策パッケージ」の財源を予想すると、既に確定している昨年度の決算剰余金が合計 2.4 兆円あるほか、今年度予算の予備費 0.3 兆円も利用可能である。さらに、国債費を中心とした今年度の既定予算の減額によって 1.4 兆円程度、今年度予算の税収上振れによって 1.9 兆円程度、捻出できると見込まれる。
- ◇ 「経済政策パッケージ」は、消費税率引き上げの影響を直接に受ける家計部門への負担軽減措置、経済成長の牽引役となるべき企業部門に向けた減税、そして景気への即効性が期待できる公共事業にバランスよく資金を配分したものとなっている。金額規模が国債の増発を回避できる程度に抑えられた点も含め、景気の底割れ回避と成長戦略の推進、そして、財政の建て直しを同時に実現することに資する政策パッケージとなっているものと考えられる。

1. 「経済政策パッケージ」の概要

10月1日、政府は2014年4月より消費税率を5%から8%に引き上げることを確定し、それにあわせて実施する「経済政策パッケージ」を閣議決定、発表した。

この「経済政策パッケージ」は、消費税率引き上げによる景気の腰折れを回避すると同時に、安倍政権が当初より掲げる成長戦略を推進すること等も目的としており、5兆円規模の歳出を裏付ける補正予算の編成（12月上旬目途）と、1兆円規模の減税措置を担保する税制改正を一体的に進めていくことが盛り込まれた。そして、企業向けの投資減税を中心とした「成長力底上げのための政策」、企業部門の回復を家計の所得増加につなげる「政・労・使の連携による経済の好循環の実現」、家計への給付措置や公共投資を中心とした「新たな経済対策の策定」が柱とされている（第1表）。

第1表:「経済政策パッケージ」の概要

項目	主な施策	金額 (括弧内は見込み)
(1)成長力底上げのための政策		
成長戦略関連施策の推進	「日本再興戦略」において掲げた達成目標を実現すべく、「成長戦略の当面の実行方針」に基づき、国家戦略特区の創設など規制・制度改革を推進し、構造改革を加速させる	—
民間投資を促す税制改正	設備投資減税・研究開発減税・事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制等を創設・拡充する	7,300億円
(2)「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現		
経済の好循環実現に向けた政労使会議の推進	政労使会議を活用して賃金上昇、雇用拡大に向けた共通認識の醸成を図るとともに、必要な措置を実施する	—
所得拡大促進税制の拡充	企業による従業員の賃上げを促す税制を拡充する	1,600億円
復興特別法人税の一年前倒しの廃止【検討】	復興特別法人税につき、財源の確保、国民の理解、賃金上昇につながる見通しが確認できること等を踏まえ、2013年度末をもって廃止することを検討し、12月中に結論を得る	(9,000億円程度)
(3)新たな経済対策の策定		
経済対策の策定と補正予算の編成	競争力強化策、高齢者・女性・若者向け施策、復興・防災・安全対策を中心に、新たな経済対策を12月上旬に策定	(2兆円程度)
(4)簡素な給付措置		
低所得者に対する給付措置	市町村民税非課税者2,400万人に一人あたり1万円を支給し、老齢基礎年金(65歳以上)受給者等には5,000円を加算支給する	3,000億円
(5)住宅取得等に係る給付措置、車体課税の見直し		
住宅取得等に係る給付措置	給与収入が約500万円以下の住宅購入者等に10～30万円を給付する	3,100億円
住宅ローン減税の拡充	住宅ローン減税の最大控除額を200万円から400万円に引き上げる等の拡充措置を講じる	1,100億円
被災者の住宅再建に係る給付措置	住宅の取得・補修を行う被災者に対し、住宅の床面積に応じた現金給付を行う	500億円
車体課税の見直し【検討】	自動車取得税および自動車重量税の見直しを検討する	(2,000億円程度)
(6)転嫁対策		
消費税の円滑・適正な転嫁の確保	消費税の円滑・適正な転嫁を確保するための実効性のある対策を推進する	—
(7)復興の加速等		
復旧・復興の加速	新たな経済対策の中で復興・復旧を加速させ、2013年度補正予算、2014年度当初予算で予算措置を講じる。また、その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を確保する	(1兆3,000億円程度)
		合計6兆円程度 (減税措置:1兆円程度) (歳出措置:5兆円程度)

(資料)財務省、内閣府資料、各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

中身を確認すると、まず「成長力底上げのための政策」として、安倍政権が推進する「日本再興戦略」の実行方針（10月1日、日本経済再生本部決定）に基づき、企業の前向きな設備投資、研究開発投資、ベンチャー向け投資、収益力向上に向けた事業

再編などを促すための減税策が盛り込まれている。「日本再興戦略」では、今後5年間を民間投資の拡大、過剰規制の改革、過当競争の解消等を進める「緊急構造改革期間」と定め、特に今後3年間を「集中投資促進期間」と位置付けている。今般の減税策は、実行方針で示された国家戦略特区、企業実証特例制度、適法性確認制度の創設や規制改革の実行などとともに、民間の設備投資や産業の新陳代謝を促す役割を担うことになる。

「政・労・使の連携による経済の好循環の実現」では、企業部門の回復を家計の所得増加につなぐ施策として、政府と経済界、労働界の代表者が参加する「経済の好循環実現に向けた政労使会議」（9月20日に立ち上げ）を通じた賃金の上昇、雇用の拡大に向けた意識の醸成や、企業による賃金引き上げを促す減税策が盛り込まれた。また、賃金の上昇につながることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止を検討する方針も示された。これが実現すれば、2014年度の法人実効税率は38.01%から35.64%（資本金1億円超、東京都のケース）に引き下げられることになる。

家計に対する施策では、低所得者に対して一人当たり1.0万円～1.5万円の現金を給付する「簡素な給付措置」、住宅購入者への給付措置や住宅ローン減税の拡充といった住宅取得に係る負担軽減策などが盛り込まれている。これらの施策に加え、震災復興や社会インフラの防災・安全対策の推進、2020年の東京オリンピックへの対応などを目的とした公共事業が行われる見通しである。

2. 「経済政策パッケージ」の実質 GDP 押し上げ効果と想定される財源

(1) 実質 GDP 押し上げ効果

総額6兆円の「経済政策パッケージ」のうち、減税措置に計1兆円（2013年度税制改正による減税措置分が含まれている点に留意）、家計への給付措置に計0.7兆円が配分されることは決まっているが、残りの4.3兆円については未確定の部分が多く残っている。「経済政策パッケージ」による実質 GDP 押し上げ効果の試算にあたっては、この未確定の部分：4.3兆円のうち、復興特別法人税が前倒しで廃止されることで0.9兆円、車体課税が見直されることで0.2兆円が必要になるとした上で、残りの3.2兆円分は復興関連を含めた公共投資に充てられると想定した（第2表）。

項目ごとに想定される金額に一定の乗数を掛け合わせたものが『GDPへの寄与額』であり、合計で5.1兆円、対GDP比では1.0%となる^(注)。これが「経済政策パッケージ」の実質 GDP 押し上げ効果であり、2014年度以降、3年程度にわたって発現すると想定される。その場合には、2014年度が+0.5%（実質 GDP 成長率に対しては前年度比+0.5%ポイント）、2015年度が+0.3%（同▲0.2%ポイント）、2016年度が+0.1%（同▲0.2%ポイント）となる。

(注) 試算にあたっては、投資減税の効果は、減税によって収益が押し上げられることで企業の支出が拡大することによる効果として推計している。

第2表:「経済政策パッケージ」の金額規模とGDPへの寄与額

項目	金額 (兆円)	GDPへの 寄与額 (兆円)	対GDP比率 (%)
減税措置	1.0	0.7	0.1
投資減税等	0.7	0.5	0.1
所得拡大促進税制	0.2	0.1	0.0
住宅ローン減税の拡充等	0.1	0.1	0.0
給付措置	0.7	0.2	0.0
簡素な給付措置	0.3	0.1	0.0
一般の住宅取得に係る給付措置	0.3	0.1	0.0
被災者の住宅再建にかかる給付措置	0.1	0.0	0.0
未確定(12月に確定予定)	4.3	4.2	0.8
復興特別法人税の一年前倒しの廃止	0.9	0.6	0.1
車体課税の見直し	0.2	0.1	0.0
公共投資	3.2	3.5	0.6
合計	6.0	5.1	1.0

【各年度の実質GDP押し上げ効果】

14年度:0.5%(前年度比+0.5%ポイント)

15年度:0.3%(前年度比▲0.2%ポイント)

16年度:0.1%(前年度比▲0.2%ポイント)

- (注)1.『減税措置』は、2013年度税制改正による減税措置分を含む。
 2.『GDPへの寄与額』は、項目ごとに内閣府『短期日本経済マクロ計量モデル(2011年版)』等による乗数を『金額』に掛け合わせて算出したもの。
 3.『対GDP比率』は、当室見通しの2013年度実質GDP金額に対する比率。
 (資料)財務省、内閣府資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 想定される財源

一方で、「経済政策パッケージ」の財源を予想すると、国債を新規に発行することは回避される公算が大きい。既に確定している昨年度の決算剰余金が合計 2.4 兆円あるほか、今年度予算の予備費 0.3 兆円も利用可能である。さらに、国債費を中心とした今年度の既定予算の減額によって 1.4 兆円程度、今年度予算の税収上振れによって 1.9 兆円程度、捻出できる見込みだ(第3表)。

第3表:「経済政策パッケージ」の想定される財源

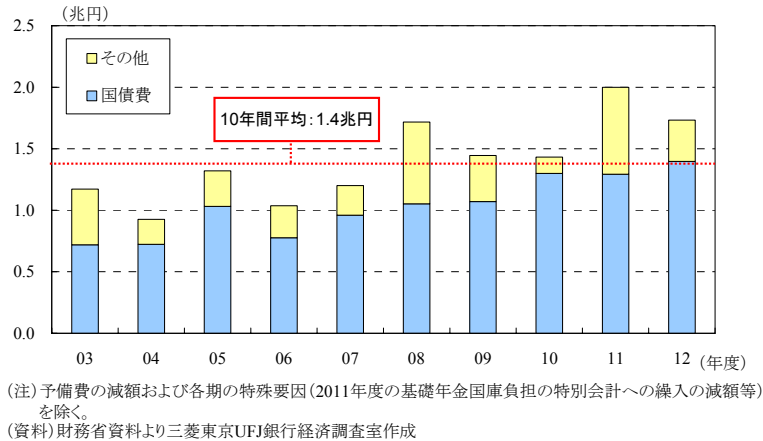
項目	金額 (兆円)
2012年度予算関連	2.4
剰余金(一般分)	1.3
剰余金(復興分)	1.1
2013年度予算関連	3.6
予備費の活用	0.3
既定予算の減額	1.4
税収の上振れ	1.9
合計	6.0

(資料)財務省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

その根拠であるが、まず「既定予算の減額」から言えば、近年では国債費を中心に毎年のように減額が実施されており、過去 10 年間の平均を取ってみると 1.4 兆円になる(第1図)。今年度に関しても、長期金利が引き続き低水準で推移していることを踏まえると、例年程度の予算減額の実施は十分に想定可能と思われる。また、今年度「税収の上振れ」については、景気変動の影響を受けやすい法人税・所得税をみると、

8月末時点の累計で前年比+6%ほど増加している。9月以降も同じペースでの増加が続けば、今年度の法人税・所得税は25.5兆円に達し、当初予算対比で+2.9兆円上振れる計算となる(第4表)。法人税、所得税の課税ベースとなる企業の経常利益や雇用者報酬は今年度に入り、伸び率が急速に高まっている(第2図)。この先も景気は回復基調を維持するものと予想され、固く見積もっても2兆円前後の税収上振れは実現可能であろう。

第1図: 補正予算における「既定予算の減額」の推移

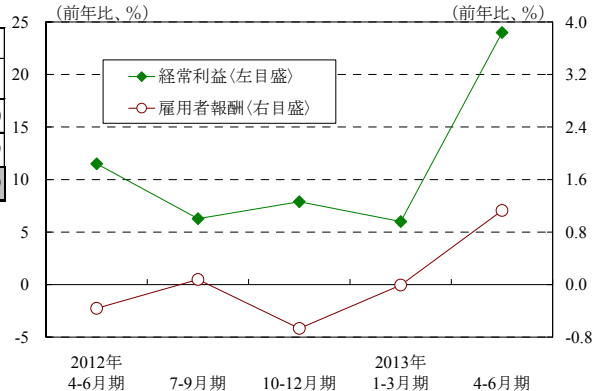


第4表: 2012年度と2013年度の法人税・所得税収の推移

	2012年度		2013年度			
	4月～8月	4月～3月	4月～8月	①4月～3月(試算)	②当初予算	①-②
法人税	0.5	9.8	0.6	10.7	8.7	2.0
所得税	5.3	14.0	5.6	14.8	13.9	0.9
合計	5.8	23.8	6.1	25.5	22.6	2.9

(注) 『2013年度4月～3月(試算)』は、『4月～8月』と同じベースで年度全体の税収が増加するとした場合の試算値。
(資料) 財務省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2図: 経常利益と雇用者報酬の推移



(注) 『経常利益』は、金融業と保険業を除く全産業ベース。
(資料) 財務省、内閣府統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 安倍政権の経済財政運営は“持続性”重視へと移行

全般的に、今回の「経済政策パッケージ」は、消費税率引き上げの影響を直接に受ける家計部門への負担軽減措置、経済成長の牽引役となるべき企業部門に向けた減税、そして景気への即効性が期待できる公共事業に、バランスよく資金を配分したものとなっている。同時に、消費税率引き上げを断行するのは、厳しい財政状況を一刻も早く改善するためである。この点では、国債の増発を回避できる程度の金額規模に抑えた点も評価される。景気の底割れ回避と成長戦略の推進、そして、財政の建て直しを同時に実現することに資する政策パッケージとなっているものと考えられる。

今後の安倍政権の経済財政運営には、持続的な経済成長の実現へよりウェイトを移していくことが望まれる。成長戦略の着実な実行と更なる上積みによって中長期的な成長力を底上げするとともに、抜本的な歳入・歳出改革を通じて財政健全化への道筋を明らかにしていくことが、今後の安倍政権の重要な政策課題となる。

以 上

(H25.10.7 鶴田 零 rei_tsuruta@mufg.jp
宮道 貴之 takayuki_miyadou@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。